# 浦安市における 公民館の事業と管理運営のあり方

(浦安市公民館運営審議会答申)

2002年(平成14年)3月27日

浦安市公民館運営審議会

中央公民館長 中里 雅慶 様 堀江公民館長 酒井 哲男 様 富岡公民館長 黒田 江美子様 美浜公民館長 築山 進 様 当代島公民館長 上田 勲 様 日の出公民館長 中村 和明 様

浦安市公民館運営審議会 委員長 森 洋

浦安市における公民館の事業と管理運営のあり方の答申にあたって

平成12年7月14日の公民館運営審議会において、標記の事項について諮問がありました。委員一同、情報化、少子・高齢化など社会の急激な変化の進む中で、本市における生涯学習の中核的な施設として今後の公民館のあり方を展望するというきわめて重大な課題について検討を求められたと受け止めました。

それ以来、公民館が身近な学習・交流の場として、市民の生活スタイルや考え方の変化に応じながら市民の要望に応え、生活に役立つ管理運営、事業のあり方について調査審議してまいりました。

私たち委員一同が意を注いできた点は、本市の実施した「生涯学習に関わる市民意識調査」の結果を尊重し、市民生活の実態に基づくこと。また、公民館活動の原点に戻り、公民館で魅力ある事業を企画し、それをいかに市民に周知し、そしてより多くの市民に公民館での学習に参加してもらうにはどうしたらよいかということでした。

本審議会は1年8ヶ月にわたり、慎重に審議してきた結果、別紙のとおり結論をまとめましたので答申します。

## 目 次

| 1 | . 公民館事業と管理運営についての基本的考え方 ・・・・・・・1   |
|---|--|
| 2 | <ul><li>公民館事業のあり方</li><li>(1)講座・教室の企画と実施・・・・・・・・・・・・・・3</li><li>(2)公民館サークル活動の支援・・・・・・・・・・・・・・5</li><li>(3)公民館文化祭等のイベントの開催・・・・・・・・・・6</li></ul> |
| 3 | <ul><li>公民館の管理運営のあり方</li><li>(1)管理運営の体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>   |
|   | 答申の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10   |
|   | 委員名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13   |

## 浦安市における公民館の事業と管理運営のあり方

## 浦安市公民館運営審議会答申

はじめに

情報化、少子高齢化など、日本社会における変化の様相は、浦安市においても確実に進んでいる。また、NPOやボランティアなどの各分野にわたる市民活動は、とくに都市部において急速な発展がみられる。浦安市民の生活のスタイルや考え方も社会の変化とともに大きく変わろうとしている。その動きは、私たち公民館運営審議会委員のそれぞれが感じてきたものであり、また最近の浦安市市民意識調査や浦安市生涯学習市民意識調査でも捉えられている。その変化の動向を踏まえて、当審議会は、市民の生活スタイルや学習の要望に的確に対応して公民館事業をどのように展開したらよいか、また、それに伴って公民館の管理運営をどのように進めたらよいかを協議し、その結果を提言としてまとめた。

#### 1 公民館の事業と管理運営についての基本的考え方

浦安市基本計画では、公民館の事は総合的な生涯学習施策の一環としてとらえられ、その推進が明記されている。当運営審議会は、浦安市基本計画が着実に実施されるように、公民館の事業と管理運営に関して課題を整理し方策を提案することにしたい。

さて、浦安市が実施した「生涯学習に関する市民意識調査」によると、過去1年間に公 民館を利用したことがある市民は全体の31.0%で、約3割に当たる(平成13年7月~8月実施)。この結果からもわかるとおり、実際に公民館等の施設を利用する人は、市民 全体の3割程度にすぎない。いま改めて公民館事業の原点に戻り、公民館で魅力ある事業を企画し、それを市民に周知し、そしてより多くの市民に公民館での学習を楽しんでもらうことを課題とすることが必要であると思われる。

公民館の事業と管理運営について検討する上で、とくに念頭に置いたのは次の四つの視点である。

浦安市民の生活スタイルに対応した公民館事業の企画

浦安市民の生活スタイルは、常勤、パートタイムの就労、家庭の主婦、退職後の生活などさまざまである。常勤者については、帰宅時間にはかなりの幅がある。パートタイムで働く人の就労時間は多岐にわたっている。主婦(または主夫)や退職後の生活に入っている人についても、それぞれに週の予定が入っている。また、完全学校週5日制が実施される平成14年4月以降は、児童・生徒が家庭や地域で過ごす時間が増す。

こうした状況にあって、多くの市民が実際に公民館に足を運んで、学びの活動を体験できるように受け入れ体制を整えることは、困難が伴うことではあるが、しかし重要なことである。

多様で、より高度な学習の要望に応える公民館事業の企画

市民は生活の楽しみやたしなみとしての学びを求めている。学ぶことが楽しい、あるいは学ぶことを生活の一部としてみる見方は、学校教育を含めて生涯学習の本来あるべき一側面といえる。また一方で、市民は、学習の結果を地域生活や職業生活で実際に役立てたいと思っている。地域活動の分野や職業活動の分野が広がれば、それに応じて、それらに参画するための知識や技術を求めることも多くなる。

公民館関係者のなかには、公民館は初歩的な知識・技術の提供をすべきであり、より高度で多様な学習の要望にはカルチャーセンター等の民間教育機関や大学等の高等教育機関が当たるべきだという人がいる。しかし、市民の学習の要望を公民館が勝手に「初歩」と「より高度」に区分けして、公民館の役割を限定してしまうのは市民の望むところではないだろう。市民の学習の要望がどのレベルのものであれ、できるだけ公民館事業として受け止められることが重要である。そのために公民館は、講座の企画、学習相談、他の教育機関とのネットワーク化等の課題に取り組んでいく必要がある。

施設のネットワーク化による学習支援体制づくり

市内には、六つの公民館のほか、中央図書館、公民館図書室、郷土博物館、総合体育館等のスポーツ施設、学校、文化会館、市民プラザ(ウェーブ101)など、市民の学習を支援する施設が数多くある。そのどれもがそれぞれの設置趣旨に基づき成果を挙げているところである。また青少年のすこやかな成長を支援するために平成14年3月からは青少年館がオープンする。

浦安市が進める「生涯学習の総合的な推進」では、これらの施設を生涯学習施設と位置づけ、施設間のネットワーク化を進めることで、市民への学習支援の機能を高めようとしている。市民の学習の要望に応えるというねらいにそって社会教育施設や団体が相

互に連携する「社社連携」や、社会教育施設と学校が一層連携を深める「学社融合」の 試みは、今後も精力的に進める必要がある。

生涯学習支援の総合的な体制づくりにとって、生涯学習施設間の連携・協働はその根幹をなすものである。学習支援の総合的な体制の拠点施設の整備は待たれるものの、現状では、施設ネットワーク化のイニシアチブはどこかがとらなければならない。公民館は、市民の多様な学習の要望に応えてきた経緯があり、学習相談の実績もある。公民館は、市民の声を反映させた効果的な施設間連携の事業に積極的に取り組んでほしい。公民館運営に関する情報公開と市民参加

公民館の各種事業の企画運営では、職員の社会教育に関する専門性が大いに発揮される。 その専門性が市民に理解され支持されるには、企画運営を市民と共同で進めたり、進行 の過程でとった意思決定の方法や内容をできるかぎり市民に情報公開することが重要 である。公民館の事業や運営についても、他の公的部署と同じく、当然のことながら市 民への「説明責任」(アカウンタビリティ)がある。公民館は、情報公開と市民参画の 両面で、市民に開かれた施設運営を心がけるべきである。

公民館運営への市民参画の主要例として公民館運営審議会の活動がある。平成11年7月の社会教育法の一部改正により公民館運営審議会は、公民館必置ではなくなり、設置は自治体の判断にゆだねられることになった(第29条)。浦安市で公民館運営審議会が必要か否かの判断は、今後審議会が果たす役割にかかっている。法に定められた「各種の事業の企画実施につき調査審議する」役割に積極的に取り組む一方、公民館事業運営の根幹のところで審議会における市民参画の理念が生かされることが重要である。

#### 2 公民館の事業のあり方

公民館の事業の基本は講座・教室の企画と実施にある。公民館職員が自らの専門性を傾注して学習プログラムを作成する。市民が企画や運営に参画する講座もある。近年、公民館を利用した市民サークルの活動が活発であるが、それが市民主体の継続的な学習活動として定着することが期待される。浦安市の各公民館では恒例行事として、毎年公民館文化祭が開かれている。ふだん公民館を利用していない市民の参加がえられる貴重な催しである。このほか、公民館では音楽の発表会や展示会など、各種イベントも開かれている。

公民館の事業は、以上の講座・教室、サークル活動、文化祭等のイベントが3本柱となっている。いずれの柱も公民館事業として重要であり、相互の関連を図りながら拡充する必要がある。

#### (1)講座・教室の企画と実施

講座・教室は、基本的に公民館が主催して実施する。近年の全般的傾向として、講座の 企画過程での市民参画や市民が全体を企画する講座の例が増えている。浦安市でも大いに 取り入れるべきである。しかし、市民企画という方法のよさにもかかわらず、実施された 講座が企画メンバーの独断や思い込みで、市民の学習の要望とむしろかけ離れてしまうこ とがないわけではない。公民館職員の専門性は、講座企画の全体を通じて適切に発揮され なければならない。

公民館の講座や教室の中には、趣味や教養を内容とするものが少なくない。これらの内容は、カルチャーセンター等の民間教育機関でも多く開設されている講座・教室であることから、公民館で積極的に企画することに疑義を抱く関係者もいる。しかし、市民から多くの要望が寄せられている趣味・教養の領域を講座として企画することは、市民の要望に素直に応えることでもある。平成4年の生涯学習審議会答申で示された「現代的課題例」の中に「豊かな人間性」が挙がっていたことが思い出される。高齢社会を念頭において、市民が公民館での学習を楽しみ、交友の輪を広げることを引き続き支援することが重要である。

市民の地域活動は、従来の自治会活動等に加えて、ボランティア活動や NPO 活動としても盛んに行われるようになっている。これに伴い、地域活動を支える知識や技術を高めたいという市民の要望は高まっている。まちづくり、環境、地域福祉、男女共同参画社会、青少年育成、防災、国際理解・協力、生命と平和の尊重など、市民が取り組んでいる課題はさまざまである。これらを学習課題とした講座を積極的に開設することが求められている。浦安市の行政各部課や施設では上記のような各課題に取り組んでいるが、これらに蓄積された知識や技術を生涯学習の内容として整理し、職員が講師となって市民に解説する機会をつくることも重要である。行政各課の協力ですばらしい公民館講座ができるだろう。

完全学校週5日制の実施に伴って、地域ぐるみで子どもたちを育てるという考え方は一層重要になってくる。公民館は学校と緊密に連携をとりながら、子どもたちの「生きる力」をはぐくむための各種教室や交流事業の充実を図ることが必要である。

従来、仕事に役立つ学習、就職や再就職のきっかけをつくる学習については、職業訓練的な意味が大きいとして、公民館での講座化は消極的であった。しかし、就労は、どのような形態であれ、社会参画の主要な方法であるこという認識に立って、資格に関わる講座やキャリアアップ講座などに積極的に取り組む必要がある。

市民の生活スタイルの多様化が進んでいる。公民館の講座・教室は期間をかけて何回かにわたって実施される連続講座の形式をとるものが多いが、市民の中には、公私の所用と重なり全過程に参加できない人も多い。講座の不参加や欠席を個人の動機づけの問題に集約するのは困難である。1日だけの講座や数回の講座などの短期的講座や週末の集中講座などをより多く実施するなどの配慮を講じる必要がある。

一方、市民の中には、比較的長期にわたって開かれる講座に参加して、じっくり腰を落ち着けて学習に取り組みたいという要望もある。高齢者を主な対象とした教室や語学・技芸等の講座などがその例である。市民の要望に沿って企画を進めてほしい。

講座・教室での学習方法については、従来、講義・講話形式のものが多かった。講師は

講義の進め方について公民館から全面的に委ねられることが多く、他者から適切な評価を受けながら講義の内容や方法を改善する努力を積極的にしてきたとはいいがたい。講座によっては受講者からアンケートを募って次の企画に生かしているが、受講者の受講後の評価は必ずしもプラス面ばかりではなかった。講義の水準を保つためにも、受講者や職員の評価を生かして講師自身が自己点検を進めることが重要である。

講座・教室での学習方法については、講義に加えて、話し合い、ディベート、意見発表・体験発表、見学、演習・実習、ワークショップなど、多様な体験型の学習方法をより積極的に取り入れることが望ましい。

各公民館での講座・教室の構成は、とくに各年代、性別、就業形態の別などを配慮し全体としてバランスをとることが必要である。また、市全体での講座・教室の構成を考えて、それぞれの公民館はその特徴を生かしながら、講座内容を調整するなどの配慮が必要である。

#### (2)公民館サークル活動の支援

市民が自主的に運営する公民館サークルの活動は、公民館利用の方法としてすっかり定着した感がある。その活動内容は、文化部門、スポーツ・レクリエーション部門、地域団体活動など多岐にわたっている。しかし発展の陰で、さまざまな問題点も浮かび上がってきている。職員は、利用者から寄せられる問題に耳を傾け、利用者と共に解決の道を探ることが求められている。

以下では、サークル活動がかかえる問題点の主なものと、当面の対応のあり方について まとめておきたい。

#### 慢性的な活動場所の不足

サークル活動の総量に公民館の施設・会場が追いつかない状況がある。基本的な対応 としては、公民館、生涯学習センター、市民活動施設等の新設が考えられるが、当面 は、公民館施設の有効活用を図ることが重要である。現在、生涯学習施設ネットワー クシステムが稼動しており、これにより公民館施設の予約(優先、抽選、随時)と施 設の空き状況検索ができるようになり、施設のより有効な利用が可能になった。

#### 講師(コーチ)による私塾化の傾向

サークルの運営方針、活動内容、会費、講師謝礼の額などが、講師の独断で決定されている場合がある。これが、講師による営利活動とみなされるならば、明らかに社会教育法での営利事業の禁止の条項に抵触する事態である。サークル役員を通して実情をよく把握し、公平な立場でサークル活動の基準づくりに取り組む必要がある。

#### サークル運営上の問題

会長・役員のワンマン運営、会員募集をしないなど会の閉鎖性、高い会費(多くは講師への謝礼) 会員不足など、それぞれのサークルで特有の問題をかかえていることが少なくない。サークル利用者懇談会でのワークショップや個別の学習相談を通して解決の

手がかりがつかめるように支援する必要がある。

#### 公民館利用者のモラル

公民館利用者の間で語られている悪習について、利用者は不公平感を募らせている。例えば、同じ市民がいくつかの類似したサークルの会員となり、公民館施設の確保で利を得るとか、実際にサークルで活動していない市民の氏名を借りて会員名簿を作成するなどで、サークル利用者のモラルが問われている。サークル利用者懇談会等で、公平な施設利用を進めるために知恵を出し合うことが大切である。

#### NPO法人への対応

NPO法人(特定非営利活動法人)のなかには、事業目的として、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、子どもの健全育成などで、その振興や推進を図ることを挙げる団体がある。多くの点で公民館事業のねらいと合致している。そこで、公民館は、これらの公益性が高いNPO法人に施設利用上の便宜を図る必要があるかという議論が成り立ちえる。結論からいえば、当公民館運営審議会では、社会教育法における公民館設置の主旨に照らして、特別の措置を講じないことが妥当であると考える。社会教育法では、公民館の目的を「市町村その他一定区域内の住民のために(中略)各種の事業を行い…」とある。NPO法人の活動が浦安市民の各種の活動に優先させて公民館施設の利用を図る根拠は乏しいと判断される。浦安市に活動の拠点をおくNPO法人も、一般のサークル利用団体と同じ条件のもとで公民館施設を有効に活用してほしい。

公民館サークルは、地域に開かれた自主的な組織として、将来の生涯学習社会の主要な担い手となる重要な役割をもっている。公民館職員は、サークル運営について側面から強力に支援の体制をとることが期待される。

#### (3)公民館文化祭等のイベントの開催

公民館の文化祭(公民館まつり)や各種発表会は、日頃の学習の成果を広く市民に示す格好の機会である。

発表を行う市民と発表を見たり聞いたりする市民の間で文化的な接触が生まれる。公民館の各種イベントは、学習を通じた市民間の交流の場である。ふだんは公民館を利用していない市民も、いわば「まつり」の気分で会場に足を運んでくれることが期待できる。公民館の施設利用の地域的広がりを得るためにも、イベントは公民館事業の主柱の一つと位置づけるべきである。

しかし、実際には、公民館文化祭等のイベントについては、いくつか運営上の課題を残 している。対処の方向性を含めて、以下にまとめてみる。

#### 市民による公民館文化祭の運営

公民館では年に1回、公民館文化祭が開かれている。その企画運営の母体は、公民館の場合もあるが、市民による実行委員会の場合も少なくない。市民の実行委員会が組織される場合、その中心は、公民館サークルである。しかし実際には、サークルは公民館が

行う文化祭の手伝いをするという考え方が根強く残っている。この意識を払拭するには、 実行委員会の運営の自立性を高め、公民館と対等な協働関係を作り上げることが重要で ある。また、実行委員会の活動を記録に残し、その実績を高く評価する機運を醸成する ことも重要である。

#### イベント来場者への発表意識

これまでの公民館文化祭や発表会では、サークルの仲間内の発表会という意識が色濃く表れることがしばしば見られる。各種イベントでは、発表者側に、これまで各分野の活動に縁が薄かった来場者に、見聞を広めてもらおうとする意識がもっと必要なのではないか。発表内容に興味を示す来場者には、発表者側が解説を試みたり、初歩的な体験の機会を用意するなどの対応が期待されるところである。

#### 地域の各種団体の参加

公民館文化祭では、発表者側として、公民館定期利用サークルが役割を分担するのが 通例である。これからは、公民館の一般利用のサークルや各種社会教育関係団体の参 加を呼びかけることが重要である。また将来的には地域の人材バンクに登録している 市民に参加を呼びかけるのもよいだろう。

#### 3 公民館の管理運営のあり方

公民館の管理運営の体制をめぐっては、情報化、情報公開、市民参画など社会の変化に伴う新しい課題が生まれている。これらの課題に前向きに取り込むことによって、公民館は、いわば管理運営体制の足腰を鍛えることで、市民の多様な学習の要望に対して的確に、かつ迅速に対応することができる。また、市内の公民館は相互の連携を強めることで、各公民館が一体となった、バランスのよい事業運営を進めることができる。この、公民館の運営管理のフットワークとネットワークの強化が、今後の課題の柱となる。

#### (1) 管理運営の体制

浦安市に導入された生涯学習施設ネットワークシステムは、各公民館、生涯学習課、視聴覚ライブラリー等をオンラインで結び、各施設の情報を共有し活用するシステムである。これにより、公民館は、学習情報の提供と施設利用の申し込みについて、市民の利便性を高めることができた。今後は、パソコン上のホームページの開設等によって、家庭と公民館がオンラインで結ばれるようになり、公民館からの情報提供だけでなく、家庭と公民館が活発な意見交換を行えるようになるなど、公民館が市民に一層身近な学習施設として活用されることが期待される。

公民館の管理運営にとって極めて大きな課題は、市民が公民館に一歩足を踏み入れたと きから、快適な学習環境を提供することである。しかし、来館する市民への接遇について は、時として十分な配慮がなされないことが気になる。市民意識調査の自由回答欄には、 来館時の職員の対応に不満と満足の両方の感想が寄せられている。「窓口対応」という言い方があるが、窓口を隔てて公民館側と来館者側が言葉を交わすというイメージは、来館者にはよく受け止められないだろう。「窓口対応」を「フロントサービス」という言葉に置き換えてみるとよい。フロントはまさにサービスの前線部分である。来館者へのあいさつ、案内、説明、相談など、この一点に集中している。フロントに職員の目が向けられていなかったり、対応が不適切あることで来館者を心理的に遠のけてしまわないようにしなければならない。

公民館は、全館を挙げて市民の一人一人にとって快適で、安全で、利用しやすくなければならない。そのためには、清潔で安全な館内、バリアフリーの環境、保育のサービスなどの整備が重要である。来館者への折々のアンケートや利用者懇談会などで館内環境や提供されるサービスについて評価をえながら、公民館での学ぶ環境を改善することが求められている。

公民館の運営で、今後は、生涯学習分野のボランティアと連携協力関係を強化することが重要である。公民館として、ボランティアとの協働のあり方を提案することも必要だろう。公民館の運営について職員が行うべきことと、ボランティアの協力を求めるところを見定めながら、公民館の運営に幅と厚みをつけることが期待される。ボランティアの実際の役割としては、ボランティア・コーディネーター、講座の指導者やアシスタント、保育活動、イベント時の協力、広報活動、施設環境美化などが考えられる。

公民館の運営に関しては、公民館運営審議会の役割は重要である。これまで、委員は「公 民館における各種の事業の企画実施につき調査審議する」という役割を的確にこなしてき たと自負しているが、多くの組織の通例として職務のマンネリ化などの弊害と無縁である とはいいがたい。今後の改善策として以下のことを提案したい。

各公民館に公民館運営委員会を設置し、市民の学習の要望に応じた事業や管理・運営についてきめ細かな提案をしていく。また、この委員会から代表を選出して浦安市公民館運営審議会の委員とする。

市民各層の意見が公民館運営に反映するように、従来の委員の委嘱に加えて、公募方式による委員を若干名おく。

社会教育法の一部改正の趣旨を踏まえ、公民館事業における家庭教育の支援と子どもの地域学習支援を重点的に進める観点から、これらの活動に実績がある市民を委員に加える。

委員のリフレッシュの機会を設けるため、次期の委員委嘱時から数えて、委員の在任期 間は連続で3期までとする。

#### (2)職員の専門性と職員体制

公民館の事業企画と管理運営については、公民館職員の専門性が大いに発揮される。市 民各層に開かれた学習プログラムの作成は、その基本である。また、公民館の各種事業の 実施と来館者への接遇にも専門性が生かされる。学習に関する相談に随時応じるのも職員の仕事である。公民館が実施する事業の企画は、市民の学習に関する要望の広がりと高まりの傾向とともに、より専門性が要求されるようになっている。公民館の職員の専門性を高めるために、さまざまな研修や視察の機会が確保されることが必要である。また、他の部署から職員が公民館に異動となった場合、当該職員が短期集中的に公民館事業に関する総合的な研修を受けることができることも重要である。公民館に専門性を備えた職員を適正に配置し、年間を通じて質の高い事業を市民に提供する体制を整えることは、行政の責務であると考えられる。

#### (3) 生涯学習施設のネットワーク化

市内の各公民館が相互に密接に連絡を取り合いながら、市全体として総合的にバランスのとれた公民館事業を展開することが求められている。また、各公民館はそれぞれの地域の実情に合わせて効果的な運営をしていくことが大切であるが、公民館の運営の規則や内規については、各公民館が調整の上、同一の基準で運営したほうがいい場合が少なくない。

公民館は、とくに市内の学校、図書館、郷土博物館、青少年館、スポーツ施設、文化会館、市民プラザ(ウェーブ101)等と連携を進め、市民から見て利用しやすい施設群を構成するよう努めることが重要である。施設間の連携による相乗効果に期待したい。

また、市内施設のネットワーク化にとどまらず、市内外の各種生涯学習関連施設や高等 教育機関とのネットワーク化を進めることにより、市民が講座やイベントに参加する機会 を一層広げることができる。

#### おわりに

平成3年3月に出された浦安市社会教育委員会議の答申の中の公民館の項目では、「1中学校区1公民館が適正配置である」という判断を示している。当公民館運営審議会はその判断を支持するものである。現在、市内6館の公民館は市民に大いに利用されているが、施設利用の需給関係がかなり逼迫してきているのが現状である。公民館は施設と職員が一体となって市民の学習を職員の専門性を活用して支援する施設であり、他の類似の施設には代替できない機能を備えている。市内に第7の公民館の設置が待たれるところである。

従来、わが国では、公民館の名称が広く使われてきた。しかし、学習を主目的とする施設に公民館という名称を用いることには、やや違和感を覚えたり、イメージ的に古いと感じる人も少なくない。すでにいくつかの自治体では、条例上は公民館の位置づけをしつつも、通常の呼称を変えているところがある。浦安市でも施設設置の趣旨がはっきりしていて、かつ市民に親しまれる呼称を用いるのがよいのではないかと思われる。

#### 公民館運営審議会答申提出までの経過

平成12年7月14日の公民館運営審議会において、公民館長より以下の2点について 公民館運営審議会委員長に対し諮問があった。

#### (諮問事項)

- 1.公民館の管理運営について
- 2.公民館事業のあり方について

この諮問の背景には前回の基本となる答申が出されてから11年余が経過しており、公 民館を取り巻く状況にも著しい変化があった。

特に、平成10年には市内6番目の「日の出公民館」がオープンし、公民館利用者数が 年間40万人を超え、公民館の配置及び利用者数について大きな広がりを見せていた。

一方、社会の様相についてはグローバル化、情報化、少子・高齢化と予想を上回る変化が進行し、「平和で心身ともに健康な市民生活を学習活動の展開を通して実現していく」という役割を担う公民館としては、地域社会や市民の生活スタイルの変化に応じて事業を展開していく上で解決すべき課題が山積していた。

時期としてはまさに市民の要望に応え、市民の生活に役立つ公民館の事業のあり方、管理運営のあり方についての指針の策定を迫られていた。

以下は、答申提出までにたどった経過である。

- ・ 平成12年7月14日 「公民館の管理運営及び事業のあり方について」の諮問書を公 民館長から公民館運営審議会委員長が受理した。
- ・ 平成12年9月6日 学識経験者による研修を行なった。 (テーマ)「今後の公民館の管理運営及び事業のあり方について」
  - (内容) 市民の生活観の変化 公民館の事業経営の基本 公民館の事業展開 公民館活動のための評価

(目 的)生涯学習の理念並びに社会教育、公民館活動についての理解を得る。

- ・ 平成12年11月10日 本市の生涯学習施策の現状を知るための研修を行なった。 (テーマ)「浦安市出前講座の目的と内容」
  - (内容) 出前講座の経緯 出前講座の趣旨 学習プログラムバンク
  - (目 的)本市生涯学習支援体制の現状と方向性を確認し、併せて公民館活動について 理解を深める。
- ・ 平成13年1月12日 本市の生涯学習に関する行政計画を知るための研修を行なった。

(テーマ)「浦安市生涯学習基本構想の概要と公民館の位置づけ」

- (内容) 生涯学習とは 生涯学習の特徴 生涯学習に関する権利の思想 本市生涯学習基本構想策定までの経緯 本市生涯学習基本構想の位置づけ本市生涯学習施策の体系
- (目 的)本市生涯学習支援体制の現状と方向性を確認し、併せて公民館活動について 理解を深める。
- ・ 平成13年1月31日 県内先進地「習志野市菊田公民館」の視察を実施した。
  - (内容) 習志野市公民館の概要 習志野市公民館答申策定までの経過 答申 「習志野市における21世紀の生涯学習時代を切り拓く公民館のあり方」の概 要 質疑応答及び意見交換
  - (目 的)県内先進地習志野市の公民館活動の現状と動向及び答申策定までの経過を 知る。
- ・ 平成13年6月26日 県外先進地「国分寺市立光公民館」の視察を実施した。
  - (内容) 市勢の概要 公民館配置の基本構成 公民館活動の現状 国分寺市 公民館活動の理念 公民館活動の指針
  - (目 的)県外先進地、国分寺市立光公民館の活動の現状と動向及び公民館運営審議 会の活動を知る。
- ・ 平成13年7月13日 諮問事項「公民館の管理運営、事業のあり方」について答申骨 子案を策定した。併せて、その骨子案に沿って審議した。
- ・ 平成13年8月1日 答申骨子案に沿って審議を深めるため委員12名を4名づつに分け、3つの作業部会を設けた。第1部会のテーマには公民館主催の「講座・教室のあり方」、第2部会のテーマには「サークル活動支援のあり方、公民館文化祭等のイベント開催のあり方」、第3部会のテーマには第1、第2の活動を支える「公民館の運営・管理のあり方」をテーマとしてそれぞれ割り振った。
- ・ 平成13年8月9日 作業部会活動として答申骨子のうちの一テーマ「公民館の運営・ 管理のあり方」について第3部会にて審議した。
- ・ 平成13年8月10日 作業部会活動として答申骨子のうちの一テーマ「サークル活動 支援のあり方・公民館文化祭などのイベントのあり方」について第2部会にて審議した。
- ・ 平成13年8月24日 作業部会活動として答申骨子のうちの一テーマ「講座・教室のあり方」について第1部会にて審議した。
- ・ 平成13年9月14日 第1作業部会「講座・教室のあり方」及び第2作業部会「サークル活動支援のあり方、公民館文化祭等のイベント開催のあり方」について両部会の審議報告に基づき公民館運営審議会全体で審議した。
- ・ 平成13年11月9日 引き続き、第3作業部会「公民館の管理運営、事業のあり方」 について同部会の審議報告に基づき公民館運営審議会全体で審議した。
- ・ 平成13年11月16日 県外先進地「長野県須坂市公民館」の視察を実施した。 (内 容) 公民館の管理運営について 特色ある事業について 公民館運営審

#### 議会活動について 施設概要について

- (目 的)答申審議の方向性を検証するため、特に公民館の主催事業について調査する。
- ・ 平成14年1月11日 「浦安市における公民館の事業と管理運営のあり方」について 答申草案をまとめ、更に検討を加えた。
- ・ 平成14年3月4日 前回の草案を修正した2次草案に対し更に検討を加えた。
- ・ 平成14年3月27日 「浦安市における公民館の事業と管理運営のあり方(答申)」 を公民館長に対し公民館運営審議会委員長が提出した。

## 浦安市公民館運営審議会委員名簿

### 平成 14 年 3 月 27 日現在

| (D Total |       |                           |    | , <u></u> |           |
|----------|-------|---------------------------|----|-----------|-----------|
| 役 職      | 氏 名   | 所属団体等<br>                 |    | 備         | 考         |
| 委員長      | 森 洋   | 浦安市立小中学校長<br>会            |    |           |           |
| 副委員長     | 辻田 明  | 学識経験者                     | 深作 | 勇(H13     | .6.9退任)   |
| 委 員      | 木邨 定男 | 浦安市自治会連合会                 |    |           |           |
| 委 員      | 川瀬 君子 | 描安市体育指導委員<br>連絡協議会        |    |           |           |
| 委 員      | 相馬 和子 | 描安市婦人の会連合<br>会            |    |           |           |
| 委 員      | 稲井田清美 | 浦安市青少年相談員<br>連絡協議会        |    |           |           |
| 委 員      | 内田 芳光 | 浦安商工会議所                   |    |           |           |
| 委 員      | 大塚 七重 | 浦 安 市 立 小 中 学 校 PTA 連絡協議会 | 石津 | 伸(H13     | .5.11 退任) |
| 委 員      | 大塚 満子 | 浦安市社会教育委員                 |    |           |           |
| 委 員      | 鹿野新一郎 | 学識経験者                     |    |           |           |
| 委 員      | 柴尾美紀子 | 学識経験者                     |    |           |           |
| 委 員      | 樋口 末吉 | 学識経験者                     |    |           |           |